

2024（令和6）年度
教職課程のてびき



公立大学法人

名桜大学
教職課程委員会

所 属	国際学部 / 人間健康学部	学科
ふりがな		
氏 名		
現 住 所		
連 絡 先		

※2024 年度入学者適用

目 次

I.	教職課程履修の学生へ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II.	魅力ある優れた教員の養成をめざして・・・・・・・・	3
	～教職課程履修の全体像～	
III.	教職課程の履修について・・・・・・・・	5
IV.	教員免許状取得に係る科目一覧と各教科履修条件	
	1. 【国 際 学 部】で取得できる教員免許状の種類・・・・・・・・	7
	2. 【人間健康学部】で取得できる教員免許状の種類・・・・・・・・	17
V.	介護等体験について・・・・・・・・	31
VI.	教育実習の事前・事後指導について・・・・・・・・	35
VII.	資料	
	・教育職員免許状の授与申請書類・・・・・・・・	39
	・教育職員免許法（抜粋）・・・・・・・・	44
	・本学の教員免許状に係る主な検定試験の日程一覧・・・・・・・・	60

I. 教職課程履修の学生へ

I. 教職課程履修の学生へ

教員になるためには、教員免許状の取得が必要です。将来、教員を目指す学生は大学を卒業するまでに卒業に必要な単位に加え、教員免許を取得するための各教科の専門科目と教職科目の履修、そして更に教育実習も修得しなければなりません。

教員免許は、教職に関する一定の知識・技能の資格を明確にした証明書です。資格を持って実践に携わることによって、子どもたちの将来の基盤づくりとより良い成長に重大な責任を引き受けていくという強い意味が込められています。「教職は人を育てる仕事」です。自分の志望する教員免許状取得に必要な教科の専門科目をそれぞれの国際学群、人間健康学部の規定に基づいて履修し、同時に教職に関する科目（教職概論、教育原理、教育心理学、道德教育の理論と方法、教科教育法等）を履修します。

修得すべき単位もかなり多く、また 4 年次の前期には実際に中学校や高等学校、または小学校の教育現場で授業実践や学級指導等の教育実習も履修しなければなりません。この教育実習において現場の児童生徒と触れ合い、時には失敗も経験する中で学校現場での教育への関心や人を育てる醍醐味に触れ、教員になる意思を固めた例も多く見られました。

本学では「力量のある教師の育成」のために教育実習の認可条件として 3 年次前期終了までに各教科の資格・基準を設けており、その条件をクリアした学生を教育実習に送り出すことになっています。教員になりたいという強い意志のある学生は、1 年次から計画を立て教育課程を一つ一つこなしていかなければなりません。

教員免許状を取得できても本務教員として学校の教壇に立つには、教員採用試験という難関をパスしなければなりません。本学では、これまでに多くの先輩達が教員免許状を取得して学校現場で活躍しています。また、教員採用試験に合格する者も次第に増えてきています。

近年の激しい社会変化とともに、少子化や核家族化、多様化の時代を迎え、教育環境も大きく変わってきました。そして、学校現場でも学力問題やいじめ、言葉の暴力、不登校等の生徒指導上の問題等が後を絶たず、一向に改善の方向が見えてきません。今、まさにこうした課題に対応し得る力のある教員の育成が求められています。

子ども一人一人のより良い成長は、直接向き合う教員一人一人の力量に負うところが大きいと言えます。「教育は影響であり、感化です。」教員として自分を高めるとともに、児童生徒の心の問題にも取り組まなければなりません。教職は困難の伴う、厳しい職業かもしれませんが、子ども達との心の触れ合いや人を育てる喜びがあり、限りなくやりがいのある職業でもあります。

本学では、2006（平成 18）年度から教員養成支援センターを設立し、教員を希望する皆さんが一人でも多く夢が実現できるように、できる限り支援していく体制で取り組んでい

ます。教職課程に関する疑問・質問や教員になるための相談にも応じています。活用してください。皆さんが「教員になる」という目標をしっかりとって年次計画を立て、根気強く取り組みれば教職につくことが実現できます。

そのために、以下の1・2に、自らの責任で取り組むようにしていく必要があります。また、3を確認した上で教職課程の履修を進めてください。

1. 自らの責任において、履修状況、各種実習や免許状取得に関する条件等を事あるごとに確認し、不明点がある場合は、教職担当教員・ゼミ担当教員や教員養成支援センター職員に必ず尋ねてください。
2. 教育・養護実習の選考にもれた場合は、その後の履修方法等について教職担当教員・ゼミ担当教員と必ず相談・確認してください。
3. 本学では、教育・養護実習について、基本的に次のように定めています。確認してください。
 - (1) 沖縄県本島出身者は本人の母校（小・中・高等学校）にて教育・養護実習を実施します。
 - (2) 沖縄県内離島出身者・沖縄県外出身者は沖縄県北部（名護市周辺）の小・中・高等学校にて教育・養護実習を実施します。

(名桜大学教職課程委員会)

II. 魅力ある優れた教員の養成をめざして ～ 教職課程履修の全体像 ～

～魅力ある優れた教員の養成を目指して～

名桜大学の目指す教員像及び求める資質能力

教職に対する強い情熱を有する教員

- ・教育者としての使命感
- ・生徒の成長・発達についての深い理解と教育的愛情

教育の専門家としての確かな力量を有する教員

- ・教科等に対する専門的知識や技能, 学級・保健室をマネジメントする能力
- ・実践的指導力

総合的な人間力を有する教員

- ・広く豊かな教養, 深い専門性, 高い倫理性

各教科等の教員養成の目標及び目指す教員像

英語	確実な言語知識を持ち、英語を積極的に運用する、国際教養人としての英語教諭の養成 □ 確実な言語知識と言語の特色の理解に基づいて、積極的に英語を運用する英語教諭 □ 言語習得の仕組みや言語教授法を理解し、授業の工夫を続ける英語教諭 □ 多文化共生の観点に立ち、文学を含む国際的な教養を身に付け、多様な価値観を理解する英語教諭
地理歴史	「社会的な見方・考え方」についての幅広い知識を習得し、複雑化する現代社会を多元的な視点から教授できる実践力を持った教員の養成 □ 複雑化する現代社会を幅広い教養とともに、歴史的・地理的視点と関連づけて教授できる地理歴史教諭 □ グローバル化する国際環境の理解やそれと関係する社会経済的および地域的な視点を身につけた地理歴史教諭 □ 国際環境および社会・経済の情勢に対し柔軟に対応できる地理歴史教諭
商業	変化する社会経済の情勢を柔軟に取り込み、商業の理論と実践、幅広い教養を教授できる実践力をもった商業教諭の養成 □ 時代の変化を読み解き、柔軟に対応できる商業教諭 □ 商業に関する知識と技能を合わせ持ち、幅広い教養を身につけた商業教諭 □ 多様化する問題・課題のマネジメント能力をそなえた実践力のある商業教諭
保健体育	スポーツ・健康・ウェルネスや保健体育科教育に関する知識・技能と実践的指導力を身につけた保健体育教諭の養成 □ スポーツ・健康・ウェルネス及び保健体育科教育に関する専門的な知識や技能を有する保健体育教諭 □ カリキュラムや授業を設計・実践・省察・改善することのできる、実践的指導力を有する保健体育教諭 □ 他者と協働しながら絶えずカリキュラム及び授業の改善や専門性開発に励むことのできる保健体育教諭
養護教諭	健康やスポーツ、ウェルネスに関する知識・技能をもとに、子どもの健康課題の解決に向けて「こころ」と「からだ」の両面から支援できる養護教諭の養成 □ 専門的知識・技能を活かして健康問題を見極め、根拠に基づいた養護活動を計画・実践できる養護教諭 □ 子供や保護者、地域の人々と信頼関係を築き、連携協働しながら、健康の保持増進を推進できる養護教諭 □ 他者の痛みを理解する深い思いやりの心と豊かな人間性をもち、人間としての尊厳と権利を擁護できる倫理的判断力をもった養護教諭
情報	ITに関する幅広い教養とスキルを身につけ、高度情報社会を生きる人材を育てることのできる情報教諭の養成 □ ITに関する専門的知識・技能のみならず、幅広い教養を身につけた情報教諭 □ 自らの考えを自らの言葉で伝えられる力と相手を思いやることのできる情報教諭 □ 教育的見地から指導する力を有し、自らの能力を開発し続ける人格高潔な情報教諭

教職課程履修の全体像

国際学部・人間健康学部共通

～入学から卒業まで～

英語教諭・地理歴史教諭・商業教諭・情報教諭・保健体育教諭・養護教諭
免許状取得（3月）



教員養成支援センター

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ■ 教職科目の履修指導 | ■ 教員採用試験などの教職に関する情報提供 |
| ■ 日本漢字能力検定の運営・実施（2級・準2級） | ■ 学習支援ボランティアのコーディネート等 |

III. 教職課程の履修について

教職課程の履修について

国際学部・人間健康学部
《2024（令和6）年度入学生用》

本学の教職課程の履修を希望する学生は、以下の諸条件を念頭に、計画的に学習してください。

■ 2年次修了時まで求められる条件

1. 2年次修了時の期限（3月末）までに、日本漢字能力検定準2級以上（又は日本語検定3級以上）を取得し、合格証明書（写し）を提出してください。期限までに提出がない場合、3年次での介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者は必修）、4年次での教育・養護実習の履修が許可されません。なお、3年次編入学生のみ、漢字検定又は日本語検定の取得は問われません。漢字検定は、学内での団体受検（教員養成支援センター窓口にて申込）または個人受検（公開会場及び CBT 受検）での受験が可能です。公開会場、CBT 受検の詳細については、日本漢字能力検定 HP をご確認ください。
2. 介護等体験の履修希望者（中学校英語、中学校保健体育）には、2年次修了までに「特別支援教育」を含めた「教育の基礎的理解に関する科目等」を7科目以上修得していること、入学から2年次修了までに履修した全ての科目の GPA2.80 以上が求められます。

■ 教育・養護実習の希望者に求められる条件・留意点

1. 介護等体験（3年次に履修）を経て、4年次に教育実習の履修が可能です。原則として、介護等体験と教育実習の同年度、同時履修はできません。但し、国内外留学等により、3年次に介護等体験を履修していない者については、考慮します。なお、介護等体験は、途中で辞退することはできません。
2. 教育・養護実習の「仮申請」に関するオリエンテーションは、3年次の6月に予定しており、このオリエンテーションは、4年次の教育実習を希望する学生を対象としています。
3. 教育・養護実習の配置については、3年次の10～11月の教職課程委員会で決定します。その際、3年次前学期修了までに「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「当該の教科教育法科目」10科目以上を修得していること、3年次前学期修了までに履修した全ての科目の GPA2.80 以上の成績を修めること、その他各教科で定められた条件を考慮して決定します。なお、学科における面談を踏まえ、教職課程委員会で最終決定を行います。※ 4年次後学期には「教職実践演習」を履修しなければなりません。
教育・養護実習はなるべく9月末までに終えてください。

☆標準的な「教育の基礎的理解に関する科目等（共通科目）」の年次配当は、以下の通りです。

3年次修了までに、教育実習、教職実践演習を除く科目の履修を終えてください。

○ 国際学部・人間健康学部

年次	教育の基礎的理解に関する科目等（単位数）
1年次	教職概論（2） 教育原理（2）
2年次	教育心理学（2） 教育制度論（2） 教育課程論（2） 特別活動の指導法（2） 総合的な学習の時間の指導法（2） 特別支援教育（2）
3年次	進路指導論（2） 生徒指導の理論及び方法（2） 教育相談（2） 道徳教育の理論と方法（2） 教育方法（ICTの活用を含む。）（2） 学校体験活動（養護）（1・前学期） 教育・養護実習事前指導（1・後学期）
4年次	教育・養護実習（2～4・前学期） 教職実践演習（2・後学期）

※① 中学校教諭と高等学校教諭両方の免許状取得希望者は、上表の「教育の基礎的理解に関する科目等」のほかに、「大学が独自に設定する科目」として、介護等体験〔事前・事後指導〕を履修しなければなりません。

※② 養護教諭の免許状取得希望者は、「学校体験活動（養護）」を必ず履修し、「進路指導論（2）」は履修しないでください。

※③ 高等学校教諭のみの免許状取得希望者は、「道徳教育の理論と方法（2）」は履修しないでください。

☆2年次修了までに、積極的に学習支援ボランティアの体験をしましょう。

☆確認事項

1. 自らの責任において、履修状況、各種実習や免許状取得に関する条件等を事あるごとに確認し、不明点がある場合は、教職担当教員・ゼミ担当教員や教員養成支援センター職員に必ず尋ねてください。
2. 教育・養護実習の選考にもれた場合は、その後の履修方法等について教職担当教員・ゼミ担当教員と必ず相談・確認してください。
3. 本学では、教育・養護実習について、基本的に次のように定めています。確認してください。
 - （1）沖縄県本島出身者は、本人の母校（小・中・高等学校）にて教育・養護実習を実施します。
 - （2）沖縄県内離島出身者・沖縄県外出身者は、沖縄県北部（名護市周辺）の小・中・高等学校にて教育・養護実習を実施します。

IV. 教員免許状取得に係る科目一覧と 各教科履修条件

1. 【国 際 学 部】で取得できる 教員免許状の種類

1. 【国 際 学 部】で取得できる教員免許状の種類

教育職員免許法に定められた「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」を履修し、所定の単位を得た者に対して、本学では下記の種類の教員免許状が交付されます。

学部名	学科名	免許状の種類	免許教科
国際学部	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	英 語
		高等学校教諭一種免許状	
	国際観光産業学科	高等学校教諭一種免許状	商業
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史

1. 自らの責任において、履修状況、各種実習や免許状取得に関する条件等を事あるごとに確認し、不明点がある場合は、教職担当教員・ゼミ担当教員や教員養成支援センター職員に必ず尋ねてください。

特に、留学する者はその前後に、教職担当教員、ゼミ担当教員や教員養成支援センター職員と十分な相談を行うこと。

2. 教育・養護実習の選考にもれた場合は、その後の履修方法等について教職担当教員・ゼミ担当教員と必ず相談・確認してください。

(1) 国際文化学科：英語（中学校教諭一種免許状）

教職課程の履修科目は、基本的に①「教育の基礎的理解に関する科目等」と②「教科及び教科の指導法に関する科目」に分かれています。「教育の基礎的理解に関する科目等」は、すべての免許教科で共通に履修する教職についての専門科目であり、「教科及び教科の指導法に関する科目」は各教科ごとに履修する各教科についての専門科目となっています。

また、これらの科目の他に③「大学が独自に設定する科目」、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められる④「その他の指定科目」が設けられています。

中学校教諭一種免許状の取得に必要な単位、科目の一覧は次のとおりです。

【基礎資格及び大学において修得することを必要とする最低単位数】

2024（令和6）年度入学者適用

基 礎 資 格		学 士 の 学 位 を 有 す る こ と	
大学において 修得を必要と する最低修得 単位数	教科及び教職に 関する科目	教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目 等	2 7 単 位
		教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	2 8 単 位
		大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	4 単 位
合 計 最 低 修 得 単 位 数			5 9 単 位

①【教育の基礎的理解に関する科目等】

科目区分	修得単位数	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
教育の基礎的理解に関する科目	12	1	○教職概論	2		
		1	○教育原理	2		
		2	○教育制度論	2		
		2	○教育心理学	2		
		2	○特別支援教育	2		
		2	○教育課程論	2		
道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	14	2	○総合的な学習の時間の指導法	2		
		2	○特別活動の指導法	2		
		3	○道徳教育の理論と方法	2		
		3	○教育方法（ICTの活用を含む。）	2		
		3	○生徒指導の理論及び方法	2		
		3	○教育相談	2		
		3	○進路指導論	2		
教育実践に関する科目	7	3後期	○中学校教育実習事前指導	1		※事後指導を含む
		4	○中学校教育実習	4		
		4後期	○教職実践演習〔中・高〕	2		

備考

※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。

※2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」は上記全てを含み、必要とされる最低修得単位数の27単位を超えて修得しなければなりません。

※3. 教職実践演習は、「教育の基礎的理解に関する科目等」，「教科及び教科の指導法に関する科目」，「大学が独自に設定する科目」，「その他の指定科目」のすべてを修得し，教育実習を終了した者のみ受講できます。

②【教科及び教科の指導法に関する科目】

科目区分		必要な事項	履修年次	授 業 科 目	単位	修得状況 (✓)	備 考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	2	○ 英語音声学	2		※「教科に関する専門的事項」は、必修科目も含め、 20単位以上 修得すること。
			1	○ 英文法	2		
			2	言語学概論Ⅰ	2		
			3	英語学概論	2		
		英語文学	2	○ イギリス文学	2		
			3	○ アメリカ文学	2		
		英語コミュニケーション	2	○ 高等オーラル・コミュニケーション	2		
			2	○ 高等英作文	2		
			2	高等英語講読	2		
			2	高等英語リスニング	2		
		異文化理解	2	○ 英米文化概論Ⅰ	2		
			2	○ 英米文化概論Ⅱ	2		
			3	異文化コミュニケーション論	2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	3	○ 英語科教育法Ⅰ	4			
		3	○ 英語科教育法Ⅱ	4			
備 考							
※1. ○印は教員免許の必修科目，その他は選択科目を表します。							
※2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」は必修科目を含め、 28単位以上 修得しなければなりません。							

③【大学が独自に設定する科目】

科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
大学が独自に設定する科目	3	○ 介護等体験〔事前・事後指導〕	1		※中学校教諭免許状取得希望者は必修
備考					
※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。					
※2. 「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は 3単位 です。					
※3. 「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過修得単位数については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数として換算されます。					

④【その他の指定科目】※すべての免許教科共通

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
日本国憲法	1	○ 憲法	2		
体 育	1	体育実技Ⅰ	1		※2科目以上修得すること。
	1	体育実技Ⅱ	1		
	1	健康・スポーツ科学	2		
外国語コミュニケーション	1	○ ベーシック・イングリッシュ	2		
	1	○ イングリッシュ・コミュニケーション	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	1	数理・データサイエンス・AI入門	2		※1科目以上修得すること。
	1	コンピュータ・リテラシー	2		
備 考					
※1 ○印は教員免許の必修科目を表します。					

※各科目の開講学期は年度毎に異なりますので、開講時期については最新年度の時間割を参照すること。

【教育実習の履修条件】

- 漢検準2級以上（又は日本語検定3級以上）を，2年次修了時（3月末）までに取得し，合格証明書の写しを指定の期日以内に提出すること。
- 3年次前学期修了までに，「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「当該の教科教育法科目」10科目以上を修得していること。
- 上の条件②の科目を含め，3年次前学期修了までに履修した全ての科目について，GPA2.80以上の成績を修めること。
- 3年次前学期修了までに，各種英語能力試験において次の条件の一つを満たすこと。
 - ・英語検定2級以上を取得する。
 - ・TOEFL（PBT456点以上，iBT47点以上，CBT137点以上）を取得する。
 - ・TOEICで517点以上を取得する。
- 「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」を3年次に履修すること。
- 上記の履修条件を満たした者でも，教員免許状取得者として相応しくないと判断された場合は，教育実習の履修を認めない。

(2) 国際文化学科：英語（高等学校教諭一種免許状）

教職課程の履修科目は、基本的に①「教育の基礎的理解に関する科目等」と②「教科及び教科の指導法に関する科目」に分かれています。「教育の基礎的理解に関する科目等」は、すべての免許教科で共通に履修する教職についての専門科目であり、「教科及び教科の指導法に関する科目」は各教科ごとに履修する各教科についての専門科目となっています。

また、これらの科目の他に③「大学が独自に設定する科目」、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められる④「その他の指定科目」が設けられています。

高等学校教諭一種免許状の取得に必要な単位、科目の一覧は次のとおりです。

【基礎資格及び大学において修得することを必要とする最低単位数】

2024（令和6）年度入学者適用

基 礎 資 格		学 士 の 学 位 を 有 す る こ と	
大学において 修得を必要と する最低修得 単位数	教科及び教職に関 する科目	教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目 等	2 3 単 位
		教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	2 4 単 位
		大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	1 2 単 位
合 計 最 低 修 得 単 位 数			5 9 単 位

①【教育の基礎的理解に関する科目等】

科目区分	修得単位数	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
教育の基礎的理解に関する科目	12	1	○教職概論	2		
		1	○教育原理	2		
		2	○教育制度論	2		
		2	○教育心理学	2		
		2	○特別支援教育	2		
		2	○教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	12	2	○総合的な学習の時間の指導法	2		
		2	○特別活動の指導法	2		
		3	○教育方法（ICTの活用を含む。）	2		
		3	○生徒指導の理論及び方法	2		
		3	○教育相談	2		
		3	○進路指導論	2		
教育実践に関する科目	5	3後期	○高等学校教育実習事前指導	1		※事後指導を含む
		4	○高等学校教育実習	2		
		4後期	○教職実践演習〔中・高〕	2		

備考

※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。

※2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」は上記全てを含み、必要とされる最低修得単位数の**23単位**を超えて修得しなければなりません。

※3. 教職実践演習は、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「その他の指定科目」のすべてを修得し、教育実習を終了した者のみ受講できます。

②【教科及び教科の指導法に関する科目】

科目区分		必要な事項	履修年次	授 業 科 目	単位	取得状況 (☒)	備 考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	2	○ 英語音声学	2		※「教科に関する専門的事項」は、必修科目も含め、 <u>22単位以上</u> 修得すること。
			1	○ 英文法	2		
			2	言語学概論Ⅰ	2		
			3	英語学概論	2		
		英語文学	2	○ イギリス文学	2		
			3	○ アメリカ文学	2		
		英語コミュニケーション	2	○ 高等オーラル・コミュニケーション	2		
			2	○ 高等英作文	2		
			2	高等英語講読	2		
			2	高等英語リスニング	2		
			異文化理解	2	○ 英米文化概論Ⅰ	2	
		2		○ 英米文化概論Ⅱ	2		
		3		異文化コミュニケーション論	2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	3	○ 英語科教育法Ⅰ	4			
		3	○ 英語科教育法Ⅱ	4			
備 考							
※１．○印は教員免許の必修科目，その他は選択科目を表します。							
※２．「教科及び教科の指導法に関する科目」は必修科目を含め， <u>24単位以上</u> 修得しなければなりません。							

③【大学が独自に設定する科目】

科目区分	履修年次	授 業 科 目	単位	取得状況 (✓)	備 考
大学が独自に設定する科目					
備 考					
※1. 「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は <u>12単位</u> です。					
※2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過修得単位数については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数として換算されます。					

④【その他の指定科目】※すべての免許教科共通

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
日本国憲法	1	○ 憲法	2		
体 育	1	体育実技Ⅰ	1		※2科目以上修得すること。
	1	体育実技Ⅱ	1		
	1	健康・スポーツ科学	2		
外国語コミュニケーション	1	○ ベーシック・イングリッシュ	2		
	1	○ イングリッシュ・コミュニケーション	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	1	数理・データサイエンス・AI入門	2		※1科目以上修得すること。
	1	コンピュータ・リテラシー	2		
備考					
※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。					

※各科目の開講学期は年度毎に異なりますので、開講時期については最新年度の時間割を参照すること。

【教育実習の履修条件】

- 漢検準2級以上（又は日本語検定3級以上）を、2年次修了時（3月末）までに取得し、合格証明書の写しを指定の期日内に提出すること。
- 3年次前学期修了までに、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「当該の教科教育法科目」10科目以上を修得していること。
- 上の条件②の科目を含め、3年次前学期修了までに履修した全ての科目について、GPA2.80以上の成績を修めること。
- 3年次前学期修了までに、各種英語能力試験において次の条件の一つを満たすこと。
 - ・英語検定2級以上を取得する。
 - ・TOEFL（PBT456点以上、iBT47点以上、CBT137点以上）を取得する。
 - ・TOEICで517点以上を取得する。
- 「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」を3年次に履修すること。
- 上記の履修条件を満たした者でも、教員免許状取得者として相応しくないと判断された場合は、教育実習の履修を認めない。

(3) 国際観光産業学科：商業（高等学校教諭一種免許状）

教職課程の履修科目は、基本的に①「教育の基礎的理解に関する科目等」と②「教科及び教科の指導法に関する科目」に分かれています。「教育の基礎的理解に関する科目等」は、すべての免許教科で共通に履修する教職についての専門科目であり、「教科及び教科の指導法に関する科目」は各教科ごとに履修する各教科についての専門科目となっています。

また、これらの科目の他に③「大学が独自に設定する科目」、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められる④「その他の指定科目」が設けられています。

高等学校教諭一種免許状の取得に必要な単位、科目の一覧は次のとおりです。

【基礎資格及び大学において修得することを必要とする最低単位数】

2024（令和6）年度入学者適用

基 礎 資 格		学 士 の 学 位 を 有 す る こ と	
大学において 修得を必要と する最低修得 単位数	教科及び教職に 関する科目	教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目 等	2 3 単 位
		教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	2 4 単 位
		大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	1 2 単 位
合 計 最 低 修 得 単 位 数			5 9 単 位

①【教育の基礎的理解に関する科目等】

科目区分	修得単位数	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
教育の基礎的理解に関する科目	12	1	○教職概論	2		
		1	○教育原理	2		
		2	○教育制度論	2		
		2	○教育心理学	2		
		2	○特別支援教育	2		
		2	○教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	12	2	○総合的な学習の時間の指導法	2		
		2	○特別活動の指導法	2		
		3	○教育方法(ICTの活用を含む。)	2		
		3	○生徒指導の理論及び方法	2		
		3	○教育相談	2		
		3	○進路指導論	2		
教育実践に関する科目	5	3後期	○高等学校教育実習事前指導	1		※事後指導を含む
		4	○高等学校教育実習	2		
		4後期	○教職実践演習〔中・高〕	2		

備考

※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。

※2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」は上記全てを含み、必要とされる最低修得単位数の23単位を超えて修得しなければなりません。

※3. 教職実践演習は、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「その他の指定科目」のすべてを修得し、教育実習を終了した者のみ受講できます。

②【教科及び教科の指導法に関する科目】

【教科及び教科の指導法に関する科目】			必要事項		履修年次	授 業 科 目	単位	取得状況 (✓)	備 考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	商業関係科目	1	○ 経営学総論		2		※「教科に関する専門的事項」は、必修科目も含め、 <u>26単位以上</u> 修得すること。	
			1	○ 簿記原理		4			
			1	上級簿記		4			
			1	ミクロ経済学		2			
			1	マクロ経済学		2			
			2	○ マーケティング論		2			
			2	○ 流通論		2			
			2	会社法		2			
			2	会計学原理		2			
			2	原価計算		2			
			3	経済政策		2			
			1	○ 観光学概論		2			
			2	観光事業論		2			
	職業指導		3	○ 職業指導Ⅰ		2			
			3	○ 職業指導Ⅱ		2			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		3	○ 商業科教育法Ⅰ		2				
		3	○ 商業科教育法Ⅱ		2				
備 考									
※1. ○印は教員免許の必修科目，その他は選択科目を表します。									
※2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」は必修科目を含め， <u>24単位以上</u> 修得しなければなりません。									

③【大学が独自に設定する科目】

科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
大学が独自に設定する科目					
備考					
※1. 「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は 12単位 です。					
※2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過修得単位数については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数として換算されます。					

④【その他の指定科目】※すべての免許教科共通

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況	備考
日本国憲法	1	○ 憲法	2	○	
体 育	1	体育実技Ⅰ	1		※2科目以上修得すること。
	1	体育実技Ⅱ	1		
	1	健康・スポーツ科学	2		
外国語コミュニケーション	1	○ ベーシック・イングリッシュ	2		
	1	○ イングリッシュ・コミュニケーション	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	1	数理・データサイエンス・AI入門	2		※1科目以上修得すること。
	1	コンピュータ・リテラシー	2		
備考					
※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。					

※各科目の開講学期は年度毎に異なりますので、開講時期については最新年度の時間割を参照すること。

【教育実習の履修条件】

- 漢検準2級以上（又は日本語検定3級以上）を、2年次修了時（3月末）までに取得し、合格証明書の写しを指定の期日内に提出すること。
- 3年次前学期修了までに、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「当該の教科教育法科目」10科目以上を修得していること。
- 上の条件②の科目を含め、3年次前学期修了までに履修した全ての科目について、GPA2.80以上の成績を修めること。
- 3年次前学期修了までに、各種試験において次の条件の一つを満たすこと。
 - ・日商簿記検定3級以上を取得する。
 - ・全商簿記検定2級以上を取得する。
 ※なお、教育実習までに日商簿記検定2級以上を取得することを推進している。
- 「商業科教育法Ⅰ」「商業科教育法Ⅱ」を3年次に履修すること。
- 上記の履修条件を満たした者でも、教員免許状取得者として相応しくないと判断された場合は、教育実習の履修を認めない。

(4) 国際観光産業学科：地理歴史（高等学校教諭一種免許状）

教職課程の履修科目は、基本的に①「教育の基礎的理解に関する科目等」と②「教科及び教科の指導法に関する科目」に分かれています。「教育の基礎的理解に関する科目等」は、すべての免許教科で共通に履修する教職についての専門科目であり、「教科及び教科の指導法に関する科目」は各教科ごとに履修する各教科についての専門科目となっています。

また、これらの科目の他に③「大学が独自に設定する科目」、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められる④「その他の指定科目」が設けられています。

高等学校教諭一種免許状の取得に必要な単位、科目の一覧は次のとおりです。

【基礎資格及び大学において修得することを必要とする最低単位数】

2024（令和6）年度入学者適用

基 礎 資 格		学 士 の 学 位 を 有 す る こ と	
大学において 修得を必要と する最低修得 単位数	教科及び教職に 関する科目	教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目 等	2 3 単 位
		教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	2 4 単 位
		大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	1 2 単 位
合 計 最 低 修 得 単 位 数			5 9 単 位

①【教育の基礎的理解に関する科目等】

科目区分	修得単位数	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
教育の基礎的理解に関する科目	12	1	○教職概論	2		
		1	○教育原理	2		
		2	○教育制度論	2		
		2	○教育心理学	2		
		2	○特別支援教育	2		
		2	○教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	12	2	○総合的な学習の時間の指導法	2		
		2	○特別活動の指導法	2		
		3	○教育方法（ICTの活用を含む。）	2		
		3	○生徒指導の理論及び方法	2		
		3	○教育相談	2		
		3	○進路指導論	2		
教育実践に関する科目	5	3後期	○高等学校教育実習事前指導	1		※事後指導を含む
		4	○高等学校教育実習	2		
		4後期	○教職実践演習〔中・高〕	2		

備考

※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。

※2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」は上記全てを含み、必要とされる最低修得単位数の**23単位**を超えて修得しなければなりません。

※3. 教職実践演習は、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「その他の指定科目」のすべてを修得し、教育実習を終了した者のみ受講できます。

②【教科及び教科の指導法に関する科目】

科目区分	必要な事項	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	2	○ 日本の歴史Ⅰ	2		※「教科に関する専門的事項」は、必修科目も含め、 26単位以上 修得すること。
			○ 日本の歴史Ⅱ	2		
			日本史史料講読	2		
		1	○ 世界史概論	2		
			世界の歴史	2		
			西欧経済史	2		
		2	○ 人文地理学	2		
			観光地理学	2		
			○ 自然地理学概論	2		
			地球の環境とその保全	2		
		2	○ 地誌学	2		
			沖縄の天然記念物	2		
			島嶼環境論	2		
				2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	3	○ 地理歴史科教育法Ⅰ	2		
		3	○ 地理歴史科教育法Ⅱ	2		

備考

※1. ○印は教員免許の必修科目、その他は選択科目を表します。

※2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」は必修科目を含め、**24単位以上**修得しなければなりません。

③【大学が独自に設定する科目】

科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
大学が独自に設定する科目					

備考

※1. 「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は**12単位**です。

※2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過修得単位数については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数として換算されます。

④【その他の指定科目】※すべての免許教科共通

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
日本国憲法	1	○ 憲法	2		
体育	1	体育実技Ⅰ	1		※2科目以上修得すること。
	1	体育実技Ⅱ	1		
	1	健康・スポーツ科学	2		
外国語コミュニケーション	1	○ ベーシック・イングリッシュ	2		
	1	○ イングリッシュ・コミュニケーション	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	1	数理・データサイエンス・AI入門	2	※1科目以上修得すること。
	情報機器の操作	1	コンピュータ・リテラシー	2	

備考

※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。

※各科目の開講学期は年度毎に異なりますので、開講時期については最新年度の時間割を参照すること。

【教育実習の履修条件】

- 漢検準2級以上（又は日本語検定3級以上）を、2年次修了時（3月末）までに取得し、合格証明書の写しを指定の期日内に提出すること。
- 3年次前学期修了までに、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「当該の教科教育法科目」10科目以上を修得していること。
- 上の条件②の科目を含め、3年次前学期修了までに履修した全ての科目について、GPA2.80以上の成績を修めること。
- 「地理歴史科教育法Ⅰ」「地理歴史科教育法Ⅱ」を3年次に履修すること。
- 上記の履修条件を満たした者でも、教員免許状取得者として相応しくないと判断された場合は、教育実習の履修を認めない。

2. 【人間健康学部】で取得できる 教員免許状の種類

2. 【人間健康学部】で取得できる教員免許状の種類

教育職員免許法に定められた「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」を履修し、所定の単位を得た者に対して、本学では下記の種類の教員免許状が交付されます。

学部名	学科名	免許状の種類	免許教科
人間健康学部	スポーツ健康学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	
		養護教諭一種免許状	養護
	健康情報学科	高等学校教諭一種免許状	情報

1. 自らの責任において、履修状況、各種実習や免許状取得に関する条件等を事あるごとに確認し、不明点がある場合は、教職担当教員・ゼミ担当教員や教員養成支援センター職員に必ず尋ねてください。
特に、留学する者はその前後に、教職担当教員、ゼミ担当教員や教員養成支援センター職員と十分な相談を行うこと。
2. 教育・養護実習の選考にもれた場合は、その後の履修方法等について教職担当教員・ゼミ担当教員と必ず相談・確認してください。

(1) スポーツ健康学科：保健体育（中学校教諭一種免許状）

教職課程の履修科目は、基本的に①「教育の基礎的理解に関する科目等」と②「教科及び教科の指導法に関する科目」に分かれています。「教育の基礎的理解に関する科目等」は、すべての免許教科で共通に履修する教職についての専門科目であり、「教科及び教科の指導法に関する科目」は各教科ごとに履修する各教科についての専門科目となっています。

また、これらの科目の他に③「大学が独自に設定する科目」、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められる④「その他の指定科目」が設けられています。

中学校教諭一種免許状の取得に必要な単位、科目の一覧は次のとおりです。

【基礎資格及び大学において修得することを必要とする最低単位数】

2024（令和6）年度入学者適用

基 礎 資 格		学 士 の 学 位 を 有 す る こ と	
大学において 修得を必要と する最低修得 単位数	教科及び教職に 関する科目	教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目 等	2 7 単 位
		教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	2 8 単 位
		大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	4 単 位
合 計 最 低 修 得 単 位 数			5 9 単 位

①【教育の基礎的理解に関する科目等】

科目区分	修得単位数	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
教育の基礎的理解に関する科目	12	1	○教職概論	2		
		1	○教育原理	2		
		2	○教育制度論	2		
		2	○教育心理学	2		
		2	○特別支援教育	2		
		2	○教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	14	2	○総合的な学習の時間の指導法	2		
		2	○特別活動の指導法	2		
		3	○道徳教育の理論と方法	2		
		3	○教育方法（ICTの活用を含む。）	2		
		3	○生徒指導の理論及び方法	2		
		3	○教育相談	2		
		3	○進路指導論	2		
教育実践に関する科目	7	3後期	○中学校教育実習事前指導	1		
		4	○中学校教育実習	4		※事後指導を含む
		4後期	○教職実践演習〔中・高〕	2		

備考

※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。

※2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」は上記全てを含み、必要とされる最低修得単位数の27単位を超えて修得しなければなりません。

※3. 教職実践演習は、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「その他の指定科目」のすべてを修得し、教育実習を終了した者のみ受講できます。

②【教科及び教科の指導法に関する科目】

科目区分	必要な事項	履修年次	授 業 科 目	単位	修得状況 (✓)	備 考
教科 及 び 教科 の 指導 法 に 関 する 科目	教科 に 関 する 専門 的 事項	2	○ 体づくり運動	1		
		1	○ 器械運動	1		
		1	○ 陸上競技	1		
		1	○ 水泳	1		
		1	△ バスケットボール	1		【球技：ゴール型】※3科目のうち1科目以上修得すること。（選択必修）
		1	△ サッカー	1		
		1	△ ハンドボール	1		
		1	△ バレーボール	1		【球技：ネット型】※2科目のうち1科目以上修得すること。（選択必修）
		2	△ 卓球	1		
		3	○ ソフトボール	1		【球技：ベースボール型】
		2	△ 空手	1		
		3	△ 柔道	1		【武道】※3科目のうち1科目以上修得すること。（選択必修）
		3	△ 剣道	1		
		3	△ 舞踊	1		【ダンス】※2科目のうち1科目以上修得すること。（選択必修）
		3	△ 琉球舞踊	1		
		1	スキー・スノーボード	1		
		2	ウインドサーフィン	1		
	「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	1	○ 運動学	2		
		1	○ 体育原理	2		
		2	△ 体育心理学	2		※3科目のうち1科目以上修得すること。（選択必修）
		2	△ 体育社会学	2		
		3	△ 体育・スポーツ史	2		
		2	野外教育論	2		
		2	○ 生理学・運動生理学	2		
		2	○ 衛生学・公衆衛生学	2		
		1	○ 救急処置	2		
		2	○ 学校保健	2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	3	○ 保健体育科教育法Ⅰ	2		
		3	○ 保健体育科教育法Ⅱ	2		
		3	○ 保健体育科教育法Ⅲ	2		
		3	○ 保健体育科教育法Ⅳ	2		

備 考

※1. ○印は教員免許の必修科目，△印は選択必修科目，その他は選択科目を表します。

※2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」は必修科目を含め、**28単位以上**修得しなければなりません。

③【大学が独自に設定する科目】

科目区分	履修年次	授 業 科 目	単位	取得状況 (✓)	備 考
大学が独自に設定する科目	3	○ 介護等体験〔事前・事後指導〕	1		※中学校教諭免許状取得希望者は必修

備 考

※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。

※2. 「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は**4単位**です。

※3. 「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過修得単位数については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数として換算されます。

④【その他の指定科目】※すべての免許教科共通

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
日本国憲法	1	○ 憲法	2		※2科目以上修得すること。
体 育	1	体育実技Ⅰ	1		
	1	体育実技Ⅱ	1		
	1	健康・スポーツ科学	2		
外国語コミュニケーション	1	○ ベーシック・イングリッシュ	2		
	1	○ イングリッシュ・コミュニケーション	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	1	数理・データサイエンス・AI入門	2		※1科目以上修得すること。
	1	コンピュータ・リテラシー	2		
備 考					
※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。					

※各科目の開講学期は年度毎に異なりますので、開講時期については最新年度の時間割を参照すること。

【教育実習の履修条件】

- ① 漢検準2級以上（又は日本語検定3級以上）を、2年次修了時（3月末）までに取得し、合格証明書の写しを指定の期日内に提出すること。
- ② 3年次前学期修了までに、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「当該の教科教育法科目」10科目以上を修得していること。
- ③ 3年次前学期修了までに下記11科目を修得済みでなければならない。
 ※11科目－「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「体育原理」、「運動学」、「生理学・運動生理学」、「衛生学・公衆衛生学」、「救急処置」、「学校保健」、「保健体育科教育法Ⅰ」、「保健体育科教育法Ⅱ」
- ④ 上の条件②③の科目を含め、3年次前学期修了までに履修した全ての科目について、GPA2.80以上の成績を修めること。
- ⑤ 3年次後学期修了までに、2科目－「保健体育科教育法Ⅲ」、「保健体育科教育法Ⅳ」を履修済みでなければならない。
- ⑥ 保健体育の教員免許状取得希望者は、専門とする競技を継続することを推奨する。
- ⑦ 学内・学外の活動等に積極的に参加し、教育者としての視野を広め、資質向上に努めること。
- ⑧ 上記の履修条件を満たした者でも、教員免許状取得者として相応しくないと判断された場合は、教育実習の履修を認めない。

【各年次別の履修例】

1年次

教職概論，教育原理，器械運動，陸上競技，水泳，救急処置，体育原理，運動学，バスケットボール/サッカー/ハンドボール（※3科目のうち1科目以上修得），スキー/スノーボード，憲法，体育実技Ⅰ/体育実技Ⅱ/健康・スポーツ科学（※3科目のうち2科目以上修得），ベーシック・イングリッシュ，イングリッシュ・コミュニケーション，数理・データサイエンス・AI入門/コンピュータ・リテラシー（※2科目のうち1科目以上修得）

2年次

教育課程論，教育心理学，特別活動の指導法，総合的な学習の時間の指導法，教育制度論，特別支援教育，生理学・運動生理学，衛生学・公衆衛生学，学校保健，体づくり運動，バレーボール/卓球（※2科目のうち1科目以上修得），ウインドサーフィン，野外教育論

3年次

介護等体験〔事前・事後指導〕，道徳教育の理論と方法，教育方法，生徒指導の理論及び方法，進路指導論，教育相談，保健体育科教育法Ⅰ，保健体育科教育法Ⅱ，保健体育科教育法Ⅲ，保健体育科教育法Ⅳ，ソフトボール，空手/柔道/剣道（※3科目のうち1科目以上修得），舞踊/琉球舞踊（※2科目のうち1科目以上修得），体育心理学/体育社会学/体育・スポーツ史（※3科目のうち1科目以上修得），精神保健，中学校教育実習事前指導（※3年次後学期）

4年次

中学校教育実習（※事後指導を含む。），教職実践演習（※4年次後学期）

(2) スポーツ健康学科：保健体育（高等学校教諭一種免許状）

教職課程の履修科目は、基本的に①「教育の基礎的理解に関する科目等」と②「教科及び教科の指導法に関する科目」に分かれています。「教育の基礎的理解に関する科目等」は、すべての免許教科で共通に履修する教職についての専門科目であり、「教科及び教科の指導法に関する科目」は各教科ごとに履修する各教科についての専門科目となっています。

また、これらの科目の他に③「大学が独自に設定する科目」、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められる④「その他の指定科目」が設けられています。

高等学校教諭一種免許状の取得に必要な単位、科目の一覧は次のとおりです。

【基礎資格及び大学において修得することを必要とする最低単位数】

2024（令和6）年度入学者適用

基 礎 資 格		学 士 の 学 位 を 有 す る こ と	
大学において 修得を必要と する最低修得 単位数	教科及び教職に 関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	23単位
		教科及び教科の指導法に関する科目	24単位
		大学が独自に設定する科目	12単位
合 計 最 低 修 得 単 位 数			59単位

①【教育の基礎的理解に関する科目等】

科目区分	修得単位数	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
教育の基礎的理解に関する科目	12	1	○教職概論	2		
		1	○教育原理	2		
		2	○教育制度論	2		
		2	○教育心理学	2		
		2	○特別支援教育	2		
		2	○教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	12	2	○総合的な学習の時間の指導法	2		
		2	○特別活動の指導法	2		
		3	○教育方法（ICTの活用を含む。）	2		
		3	○生徒指導の理論及び方法	2		
		3	○教育相談	2		
		3	○進路指導論	2		
教育実践に関する科目	5	3後期	○高等学校教育実習事前指導	1		
		4	○高等学校教育実習	2		※事後指導を含む
		4後期	○教職実践演習〔中・高〕	2		

備考

※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。

※2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」は上記全てを含み、必要とされる最低修得単位数の**23単位**を超えて修得しなければなりません。

※3. 教職実践演習は、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「その他の指定科目」のすべてを修得し、教育実習を終了した者のみ受講できます。

②【教科及び教科の指導法に関する科目】

科目区分	必要な事項	履修年次	授 業 科 目	単位	取得状況 (✓)	備 考
教科 及 び 教科 の 指導 法 に 関 する 科目	教科 に 関 する 専門 的 事項	2	○ 体づくり運動	1		
		1	○ 器械運動	1		
		1	○ 陸上競技	1		
		1	○ 水泳	1		
		1	△ バスケットボール	1		【球技：ゴール型】※3科目のうち1科目以上修得すること。（選択必修）
		1	△ サッカー	1		
		1	△ ハンドボール	1		
		1	△ バレーボール	1		【球技：ネット型】※2科目のうち1科目以上修得すること。（選択必修）
		2	△ 卓球	1		
		3	○ ソフトボール	1		【球技：ベースボール型】
		2	△ 空手	1		【武道】※3科目のうち1科目以上修得すること。（選択必修）
		3	△ 柔道	1		
		3	△ 剣道	1		
		3	△ 舞踊	1		【ダンス】※2科目のうち1科目以上修得すること。（選択必修）
		3	△ 琉球舞踊	1		
		1	スキー・スノーボード	1		
		2	ウインドサーフィン	1		
		1	○ 運動学	2		
		1	○ 体育原理	2		
		2	△ 体育心理学	2		※3科目のうち1科目以上修得すること。（選択必修）
		2	△ 体育社会学	2		
		3	△ 体育・スポーツ史	2		
		2	野外教育論	2		
		2	○ 生理学・運動生理学	2		
		2	○ 衛生学・公衆衛生学	2		
		1	○ 救急処置	2		
		2	○ 学校保健	2		
		3	○ 精神保健	2		
		3	○ 保健体育科教育法Ⅰ	2		
		3	○ 保健体育科教育法Ⅱ	2		
		3	保健体育科教育法Ⅲ	2		※3年次後学期終了までに履修すること。（教育実習履修条件）
		3	保健体育科教育法Ⅳ	2		

備 考

※ 1. ○印は教員免許の必修科目，△印は選択必修科目，その他は選択科目を表します。

※ 2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」は必修科目を含め、**24単位以上**修得しなければなりません。

③【大学が独自に設定する科目】

科目区分	履修年次	授 業 科 目	単位	取得状況 (✓)	備 考
大学が独自に設定する科目					
備 考					
※ 1. 「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は 12単位 です。					
※ 2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」の 超過修得単位数 については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数として換算されます。					

④【その他の指定科目】※すべての免許教科共通

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
日本国憲法	1	○ 憲法	2		
体 育	1	体育実技Ⅰ	1		※2科目以上修得すること。
	1	体育実技Ⅱ	1		
	1	健康・スポーツ科学	2		
外国語コミュニケーション	1	○ ベーシック・イングリッシュ	2		
	1	○ イングリッシュ・コミュニケーション	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	1	数理・データサイエンス・AI入門	2		※1科目以上修得すること。
	1	コンピュータ・リテラシー	2		
備考					
※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。					

※各科目の開講学期は年度毎に異なりますので、開講時期については最新年度の時間割を参照すること。

【教育実習の履修条件】

- ① 漢検準2級以上（又は日本語検定3級以上）を、2年次修了時（3月末）までに取得し、合格証明書の写しを指定の期日内に提出すること。
- ② 3年次前学期修了までに、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「当該の教科教育法科目」10科目以上を修得していること。
- ③ 3年次前学期修了までに下記11科目を修得済みでなければならない。
※11科目－「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「体育原理」、「運動学」、「生理学・運動生理学」、「衛生学・公衆衛生学」、「救急処置」、「学校保健」、「保健体育科教育法Ⅰ」、「保健体育科教育法Ⅱ」
- ④ 上の条件②③の科目を含め、3年次前学期修了までに履修した全ての科目について、GPA2.80以上の成績を修めること。
- ⑤ 3年次後学期修了までに、2科目－「保健体育科教育法Ⅲ」、「保健体育科教育法Ⅳ」を履修済みでなければならない。
- ⑥ 保健体育の教員免許状取得希望者は、専門とする競技を継続することを推奨する。
- ⑦ 学内・学外の活動等に積極的に参加し、教育者としての視野を広め、資質向上に努めること。
- ⑧ 上記の履修条件を満たした者でも、教員免許状取得者として相応しくないと判断された場合は、教育実習の履修を認めない。

【各年次別の履修例】

1年次

教職概論，教育原理，器械運動，陸上競技，水泳，救急処置，体育原理，運動学，バスケットボール/サッカー/ハンドボール（※3科目のうち1科目以上修得），スキー・スノーボード，憲法，体育実技Ⅰ/体育実技Ⅱ/健康・スポーツ科学（※3科目のうち2科目以上修得），ベーシック・イングリッシュ，イングリッシュ・コミュニケーション，数理・データサイエンス・AI入門/コンピュータ・リテラシー（※2科目のうち1科目以上修得）

2年次

教育課程論，教育心理学，特別活動の指導法，総合的な学習の時間の指導法，教育制度論，特別支援教育，生理学・運動生理学，衛生学・公衆衛生学，学校保健，体づくり運動，バレーボール/卓球（※2科目のうち1科目以上修得），ウインドサーフィン，野外教育論

3年次

教育方法，生徒指導の理論及び方法，進路指導論，教育相談，保健体育科教育法Ⅰ，保健体育科教育法Ⅱ，保健体育科教育法Ⅲ，保健体育科教育法Ⅳ，ソフトボール，空手/柔道/剣道（※3科目のうち1科目以上修得），舞踊・琉球舞踊（※2科目のうち1科目以上修得），体育心理学/体育社会学/体育・スポーツ史（※3科目のうち1科目以上修得），精神保健，高等学校教育実習事前指導（※3年次後学期）

4年次

高等学校教育実習（※事後指導を含む。），教職実践演習（※4年次後学期）

(3) スポーツ健康学科：養護教諭一種免許状

教職課程の履修科目は、基本的に①「教育の基礎的理解に関する科目等」と②「養護に関する科目」に分かれています。「教育の基礎的理解に関する科目等」は、すべての免許教科で共通に履修する教職についての専門科目であり、「養護に関する科目」は各教科ごとに履修する各教科についての専門科目となっています。

また、これらの科目の他に③「大学が独自に設定する科目」、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められる④「その他の指定科目」が設けられています。

養護教諭一種免許状の取得に必要な単位、科目の一覧は次のとおりです。

【基礎資格及び大学において修得することを必要とする最低単位数】

2024（令和6）年度入学者適用

2024（令和6）年度入学者適用			
基礎資格		学士の学位を有すること	
大学において 修得を必要と する最低修得 単位数	養護及び教職に関 する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	21単位
		養護に関する科目	28単位
		大学が独自に設定する科目	7単位
合計最低修得単位数			56単位

①【教育の基礎的理解に関する科目等】

科目区分	修得単位数	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
教育の基礎的理解に関する科目	12	1	○教職概論	2		
		1	○教育原理	2		
		2	○教育制度論	2		
		2	○教育心理学	2		
		2	○特別支援教育	2		
		2	○教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	12	2	○総合的な学習の時間の指導法	2		
		2	○特別活動の指導法	2		
		3	○道徳教育の理論と方法	2		
		3	○教育方法(ICTの活用を含む。)	2		
		3	○生徒指導の理論及び方法	2		
		3	○教育相談	2		
教育実践に関する科目	7	3前期	○学校体験活動〔養護〕	1		
		3後期	○養護実習事前指導	1		
		4	○養護実習	3		※事後指導を含む
		4後期	○教職実践演習〔養護〕	2		

備考

※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。

※2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」は上記全てを含み、必要とされる最低修得単位数の**21単位**を超えて修得しなければなりません。

※3. 教職実践演習は、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「養護に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「その他の指定科目」のすべてを修得し、教育実習を修了した者のみ受講できます。

②【養護に関する科目】

科 目 区 分	必要な事項	履修年次	授 業 科 目	単位	取得状況 (✓)	備 考
養 護 に 関 す る 科 目	衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	2	○ 衛生学・公衆衛生学	2		
		3	○ 衛生学・公衆衛生学演習	2		
	学校保健	2	○ 学校保健	2		
	養護概説	3	○ 養護概説	2		
	健康相談活動の理論・健康 相談活動の方法	3	○ 健康相談活動の理論及び方法	2		
		栄養学（食品学を 含む。）	2	○ 栄養学	2	
		2	スポーツ栄養学	2		
	解剖学・生理学	2	○ 解剖学	2		
		2	○ 生理学・運動生理学	2		
	「微生物学、免疫 学、薬理概論」	2	○ 微生物学	2		
		2	免疫学	2		
	精神保健	3	○ 精神保健	2		
	看護学（臨床実 習及び救急処置 を含む。）	1	○ 救急処置	2		
		2	○ 看護学	2		
		2	○ 看護基礎技術	2		
		3	○ 学校救急看護学	2		
3		○ 看護実習Ⅰ	1			
3		○ 看護実習Ⅱ	2		※事後指導を含む。	
備考						
※ 1. ○印は教員免許の必修科目，その他は選択科目を表します。						
※ 2. 「養護に関する科目」は必修単位を含め、28単位以上修得しなければなりません。						

③【大学が独自に設定する科目】

科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
大学が独自に設定する科目					
備考					
※ 1. 「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は 7単位 です。					
※ 2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「養護に関する科目」の超過修得単位数については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数として換算されます。					

④【その他の指定科目】※すべての免許教科共通

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
日本国憲法	1	○ 憲法	2		
体 育	1	体育実技Ⅰ	1		※2科目以上修得すること。
	1	体育実技Ⅱ	1		
	1	健康・スポーツ科学	2		
外国語コミュニケーション	1	○ ベーシック・イングリッシュ	2		
	1	○ イングリッシュ・コミュニケーション	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	1	数理・データサイエンス・AI入門	2		※1科目以上修得すること。
	1	コンピュータ・リテラシー	2		
備 考					
※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。					

※各科目の開講学期は年度毎に異なりますので、開講時期については最新年度の時間割を参照すること。

【養護実習の履修条件】

- ① 漢検準2級以上（又は日本語検定3級以上）を、2年次修了時（3月末）までに取得し、合格証明書の写しを指定の期日内に提出すること。
- ② 3年次前学期修了までに、「教育の基礎的理解に関する科目等」10科目以上を修得していること。
- ③ 3年次前学期修了までに下記11科目を修得済みでなければならない。
※11科目－「衛生学・公衆衛生学」、「学校保健」、「養護概説」、「栄養学」、「解剖学」、「生理学・運動生理学」、「微生物学」、「救急処置」、「看護学」、「看護基礎技術」、「学校体験活動〔養護〕」
- ④ 上の条件②③の科目を含め、3年次前学期修了までに履修した全ての科目について、GPA2.80以上の成績を修めること。
- ⑤ 上記の履修条件を満たした者でも、教員免許状取得者として相応しくないと判断された場合は、養護実習の履修を認めない。

【各年次別の履修例】

1年次

教職概論，教育原理，救急処置，憲法，体育実技Ⅰ/体育実技Ⅱ/健康・スポーツ科学（※3科目のうち2科目以上修得），ベーシック・イングリッシュ，イングリッシュ・コミュニケーション，数理・データサイエンス・AI入門/コンピュータ・リテラシー（※2科目のうち1科目以上修得）

2年次

教育課程論，教育心理学，特別活動の指導法，総合的な学習の時間の指導法，教育制度論，特別支援教育，生理学・運動生理学，衛生学・公衆衛生学，学校保健，栄養学，スポーツ栄養学，解剖学，免疫学，微生物学，看護学，看護基礎技術

3年次

道徳教育の理論と方法，教育方法，生徒指導の理論及び方法，教育相談，養護概説，学校救急看護学，健康相談活動の理論及び方法，衛生学・公衆衛生学演習，看護実習Ⅰ，看護実習Ⅱ，精神保健，学校体験活動（※3年次前学期），養護実習事前指導（※3年次後学期）

4年次

養護実習（※事後指導を含む。），教職実践演習（※4年次後学期）

(4) 健康情報学科：情報（高等学校教諭一種免許状）

教職課程の履修科目は、基本的に①「教育の基礎的理解に関する科目等」と②「教科及び教科の指導法に関する科目」に分かれています。「教育の基礎的理解に関する科目等」は、すべての免許教科で共通に履修する教職についての専門科目であり、「教科及び教科の指導法に関する科目」は各教科ごとに履修する各教科についての専門科目となっています。

また、これらの科目の他に③「大学が独自に設定する科目」、教育職員免許法施行規則第66条の6に定められる④「その他の指定科目」が設けられています。

高等学校教諭一種免許状の取得に必要な単位、科目の一覧は次のとおりです。

【基礎資格及び大学において修得することを必要とする最低単位数】

2024（令和6）年度入学者適用

2024（令和6）年度入学生適用			
基礎資格	学士の学位を有すること		
大学において 修得を必要と する最低修得 単位数	教科及び教職に 関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	23単位
		教科及び教科の指導法に関する科目	24単位
		大学が独自に設定する科目	12単位
合計最低修得単位数			59単位

①【教育の基礎的理解に関する科目等】

科 目 区 分	修得単位数	履修年次	授 業 科 目	単位	取得状況 (✓)	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	12	1	○教職概論	2		
		1	○教育原理	2		
		2	○教育制度論	2		
		2	○教育心理学	2		
		2	○特別支援教育	2		
		2	○教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	12	2	○総合的な学習の時間の指導法	2		
		2	○特別活動の指導法	2		
		3	○教育方法(ICTの活用を含む。)	2		
		3	○生徒指導の理論及び方法	2		
		3	○教育相談	2		
		3	○進路指導論	2		
教育実践に関する科目	5	3後期	○高等学校教育実習事前指導	1		※事後指導を含む
		4	○高等学校教育実習	2		
		4後期	○教職実践演習〔中・高〕	2		

備 考

※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。

※2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」は上記全てを含み、必要とされる最低修得単位数の23単位を超えて修得しなければなりません。

※3. 教職実践演習は、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「その他の指定科目」のすべてを修得し、教育実習を終了した者のみ受講できます。

②【教科及び教科の指導法に関する科目】

科目区分			必要な事項	履修年次	授 業 科 目	単位	修得状況 (✓)	備 考	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	1	○ 情報科学と社会	2				
			2	○ 情報化社会論	2				
			2	○ 情報と職業	2				
		コンピュータ・情報処理	1	○ プログラミング基礎	2				
			1	○ コンピュータ概論	2				
			2	○ アルゴリズム論	2				
			2	○ 情報処理論	2				
			2	○ プログラミング応用	2				
		情報システム	2	○ データベース基礎	2				
			2	データベース演習	2				
			2	経営情報論	2				
			3	○ システム設計論	2				
		情報通信ネットワーク	2	○ 国際ネットワーク論	2				
			2	○ ネットワークの構築と運用	2				
			2	ネットワーク技術Ⅰ	2				
			3	ネットワーク技術Ⅱ	2				
		マルチメディア表現・マルチメディア技術	1	○ コンピュータ・グラフィックス	2				
			2	ウェブデザイン	2				
			2	プログラミング応用演習	4				
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	3	○ 情報科教育法Ⅰ	2				
			3	○ 情報科教育法Ⅱ	2				
備 考									
※ 1. ○印は教員免許の必修科目，その他は選択科目を表します。									
※ 2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」は必修科目を含め，24単位以上修得しなければなりません。									

③【大学が独自に設定する科目】

科目区分	履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
大学が独自に設定する科目					
備考					
※ 1. 「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は 12単位 です。					
※ 2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」の超過修得単位数については、「大学が独自に設定する科目」の修得単位数として換算されます。					

④【その他の指定科目】※すべての免許教科共通

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目						
科目区分		履修年次	授業科目	単位	取得状況 (✓)	備考
日本国憲法		1	○ 憲法	2		
体 育		1	体育実技Ⅰ	1		※2科目以上修得すること。
		1	体育実技Ⅱ	1		
		1	健康・スポーツ科学	2		
		1	健康・スポーツ科学	2		
外国語コミュニケーション		1	○ ベーシック・イングリッシュ	2		
		1	○ イングリッシュ・コミュニケーション	2		
数理、データ活用 及び人工知能に関 する科目又は情報 機器の操作	数理、データ活用及び人 工知能に関する科目	1	数理・データサイエンス・AI入門	2		※1科目以上修得すること。
	情報機器の操作	1	コンピュータ・リテラシー	2		
備 考						
※1. ○印は教員免許の必修科目を表します。						

※各科目の開講学期は年度毎に異なりますので、開講時期については最新年度の時間割を参照すること。

【教育実習の履修条件】

- ① 漢検準2級以上（又は日本語検定3級以上）を、2年次修了時（3月末）までに取得し、合格証明書の写しを指定の期日内に提出すること。
- ② 3年次前学期修了までに、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「当該の教科教育法科目」10科目以上を修得していること。
- ③ 上の条件②の科目を含め、3年次前学期修了までに履修した全ての科目について、GPA2.80以上の成績を修めること。
- ④ 3年次前学期修了までに、「ITパスポート」あるいはそれと同等の資格試験に合格すること。
- ⑤ 「情報科教育法Ⅰ」「情報科教育法Ⅱ」を3年次に履修すること。
- ⑥ 上記の履修条件を満たした者でも、教員免許状取得者として相応しくないと判断された場合は、教育実習の履修を認めない。

V. 介護等体験について

V. 介護等体験について

◆介護等体験の履修条件

介護等体験を履修する学生は、2年次修了までに、下記の条件を満たすことを原則とします。

1. 日本漢字能力検定準2級以上（又は日本語検定3級以上）を、2年次修了時まで取得し、合格証明書の写しを指定の期日内に提出すること。※介護等体験希望者の審査を3月上旬～行うため、2月末までに取得することが望ましい。
2. 2年次修了までに履修したすべての科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」7科目以上を含む、「特別支援教育」を履修済みのこと）の GPA2.80 以上であること。

1. 介護等体験とは何か

介護等体験は、平成10年度から施行された「小学校及び中学校の教諭の免許状授与に係る教員免許法の特例に関する法律」に定められています。小学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする者は、必ず体験します。本学では「中学校教諭」の免許状を取得する者が対象となります。教育現場では、「介護等体験」と呼ばれています。

2. 介護等体験の趣旨

この法律の趣旨は、「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずる」とされています。

3. 社会福祉施設、特別支援学校での介護等体験

介護等体験の内容は、教育実習とは異なります。法律には「障害者、高齢者に対する介護、介助」に加えて「これらの者との交流」とあります。つまり、障害者や高齢者と話をしたり、レクリエーションを行ったり、介護や介助の補助を行いながら、交流を図り、関係を築いていきます。また、施設の環境整備（掃除や洗濯など）や行事の準備を手伝うこともあります。これらの体験を通して、一人一人とかけがえのない存在として接することや、互いに支え合うことの大切さを学びます。

4. 介護等体験の対象者及び時期・費用など

介護等体験の期間、費用などは次のとおりです。なお、介護等体験に向けて、事前学習の授業を行います（必須、4～6月、1単位）。また、体験終了後には報告書を作成、提出し、報告会に参加します（必須、12月予定）。

区 分	実習期間	実習年次	実習費用
社会福祉施設	5日間（7月～11月）	3年次	事務調整費
特別支援学校	2日間（9月～11月）	3年次	—

— 体験中の心得 —

（1）体験について

- ① 開始時間を厳守する（開始時間の前には、その日のスケジュールに対応できる態勢を整える）。
- ② やむをえず欠席、遅刻、早退をする場合は必ず施設などの指導担当者に連絡し、承認を受ける（指示に従わない場合や、欠席、遅刻の状況によっては、修了の証明書が発行されない）。
- ③ 体験中の外出、私用の電話は禁止する。やむを得ない事情がある場合には、指導担当者の了解を得てから行う。

（2）服装、身だしなみについて

- ① 動きやすい服装を心掛け、清潔を保つ。
- ② 体験中、時計、装飾具が利用者を傷つける恐れがあるので、十分留意する。
- ③ 頭髮は清潔を心掛け、長い髪は乱れないようにまとめておく。
- ④ 爪を短く切り、角がないようにしておく。
- ⑤ 上履きは活動しやすく、清潔なものを心掛ける。

（3）施設及び指導担当者に対して

- ① 施設の運営方針等を理解して、組織の秩序を乱さないように心掛ける。
- ② 指導を受ける立場であることを自覚し、指導担当者や職員の指示に従う。
- ③ 利用者や家族から職員としてみられることもあるので、責任ある言動をとる。
- ④ わからないことは積極的に質問し、曖昧にしておかない。
- ⑤ 指導担当者や職員から依頼されたことは率先して行い、事後、必ず報告する。
- ⑥ 施設の物品を使った後は、必ず元の状態にして所定の位置に戻す。
- ⑦ 施設の設備、備品などを破損した場合は、指導担当者に速やかに報告し指示を受ける。

(4) 利用者に対して

- ① どの利用者に対しても公平に接する。
- ② 利用者に対しての言葉づかい、態度に気をつける。人格を尊重し、子ども扱いなどはしない。
- ③ 利用者に依頼されたことは自己判断せずに、必ず指導担当者に相談して対応する。
- ④ 利用者に不慮の事故を負わせた場合、速やかに職員に報告し、指示を受ける。
- ⑤ 利用者から金品を受け取らない。
- ⑥ 利用者の前で私語を交わさない。
- ⑦ 利用者から知り得た個人情報は、体験中および体験後も口外しない(守秘義務、ソーシャル・ネットワーク上への情報の掲載は厳禁)。

(5) 体験中の態度

- ① 挨拶は自分から進んで行い、常に明るい態度を心掛ける。
- ② 実習生同士の私語を慎む。
- ③ 実習生同士、愛称で呼び合わない。
- ④ 実習生同士で行動しない。
- ⑤ 与えられた仕事に真剣に取り組む。
- ⑥ 指導担当者や職員から受けたアドバイスは、謙虚な気持ちで受けとめ、アドバイスを実際に生かせるようにする。
- ⑦ オリエンテーションの内容や申し送り事項などについては、メモをとる習慣をつける。
- ⑧ 友人や後輩も体験に参加することがあるので、大学を代表して参加しているとの誇りと責任感をもつ。

(6) 体験中の健康管理

- ① 健康管理に気をつけ、十分な栄養、睡眠をとり、規則正しい生活を心掛ける。
- ② 健康を害したときには、速やかに指導担当者に報告し、指導担当者の指示に従う。
- ③ 利用者と関わる前には手洗いを励行する。

◆介護等体験の履修決定から開始まで

手続きの詳細はユニバーサルパスポート及び校内の掲示板を随時ご確認ください。また、手続きに遺漏があった場合、介護等体験を履修することができなくなる場合があります。

2 年次（履修前年度）		
履修前年度中に	✓麻疹の抗体検査 受診 ✓漢検、日本語検定 提出	●麻疹の抗体有無の確認（抗体がない場合はワクチン接種） ●日本漢字能力検定準 2 級以上又は日本語検定 3 級以上の合格証明書の写しを提出してください。
12 月～1 月初旬 ↓	介護等体験報告会 参加 ↓	●介護等体験報告会に参加し、概要及び実態を把握しましょう。
1 月～2 月初旬 ↓	介護等体験説明会 参加 (必須) ↓	●介護等体験説明会の参加及び介護等体験学内申込書の提出。
2 月末～3 月初旬 ↓	履修希望者の選考 ↓	●後期の成績発表後、前提条件をもとに選考審議を行います。

3 年次（介護等体験実施年度）		
4 月初旬 ↓ ↓	履修学生の決定 ↓ ↓	✧選考結果の発表 ✧介護等体験の履修が決まり次第、履修費を納入してください。 ※介護等体験事前指導の履修登録は決定者のみ自動で登録されます。
4 月中旬 ↓ ↓	介護等体験説明会 参加 介護等体験事前指導 履修 ↓	✧介護等体験の心得、注意事項、施設等での実施までの事務手続きに関する説明および必要な書類を配布します。 ✧介護等体験事前指導の履修 ✧定期健康診断の受診（健康診断証明書の取得）
介護等体験 実施前	事前準備	✧各自で持ち物、スケジュール調整等、十分に準備しましょう。
7 月～11 月	介護等体験	◎社会福祉施設等 5 日間 ◎特別支援学校 2 日間
11 月末までに	総括レポートの提出	◇期限まで総括にレポートを提出してください。
12 月～1 月初旬	介護等体験事報告会 発表	✧介護等体験の振り返りをまとめ、発表

VI. 教育実習の事前・事後指導について

Ⅵ. 教育実習の事前・事後指導について

1. 意義と目的

教育実習事前指導は、一つに、大学における教育と学校現場での実践の間にある距離を縮め、学生が教育実習にスムーズに臨むことができること。二つに、学生が教育実習の際に求められる基礎的・基本的な態度・技能等を確実に身に着けることを目的とする。教育実習事後指導は、教育実習前の自らの子どもや教育・学校・教師等への見方・考え方の変容を整理しつつ、教育現場における課題とともに、今後の課題を学生が認識し、実習後の大学での教育・研究に活かしていくことを目的とする。

2. 対象者

3 年次後学期に教育実習を希望する者。実習希望校に申込後、受入校から内諾を得た学生で教育実習に臨む者。

3. 授業計画

(1) 事前指導予定（内容については、各年度により異なる場合がある）

回数	テーマ	授 業 内 容
1	オリエンテーション	学生確認（名簿・履修内容）・学校教育の基本理念・教育実習の概要・学生の希望指導内容収集（アンケート）
2	教育実習の意義・位置づけ	教育実習の意義・実習校の視点などを『教職課程のてびき』などを参考に理解する。
3	教育実習の心得・準備のしかた	教師には何が求められているかを自覚する。教育現場で起こる諸問題を理解する。自己の課題を把握し、実習までにどう対処するかを理解する。
4	学校組織の理解・サービス	教育組織としての学校の諸システム、運営のあり方を理解する。教師としての服務規程の基本と自己の課題を理解する。
5	生徒の理解・授業や学級運営のしかた	生徒の個々の必要に応じた生活指導と、学級運営の全体的なバランスの重要性を理解する。授業のすすめ方と学級運営の方法について理解する。
6	生徒指導のあり方	発達障害を有する子どもたち等の多様な子どもたちへの支援のあり方について理解する。

7	道徳・特別活動について	道徳・特別活動（学級活動・生徒会活動・学校行事等）のあり方の基本を理解する。
8	教育実習事前指導のまとめ	教育実習事前指導における学習内容の基本が理解できているか再確認し，自己の課題を把握し，実習までの準備を行っていく契機とする。

（２）事後指導予定（内容については，各年度により異なる場合がある）

回数	テーマ	授 業 内 容
1	教育実習のまとめ	資料整理及び教育実習発表会の資料作成
2	〃	〃
3	教育実習発表会	教育実習の成果，反省点等の要点をまとめ発表する。

◆実習校決定から開始まで

手続きの詳細はユニバーサルパスポート及び校内の掲示板を随時ご確認ください。また、手続きに遺漏があった場合、教育実習を行うことができなくなる場合があります。

3 年次（実習前年度）		
6 月中旬 ↓	実習希望者説明会 (必須)	●教育・養護実習希望者説明会の参加及び学内申込書の提出。
9 月～10 月 ↓	実習生の選考	●前期の成績発表後、前提条件をもとに選考審議を行います。
10 月初旬 ↓ ↓	実習生決定	●選考結果の発表 ●教育・養護実習事前指導の履修登録は決定者のみ自動で登録されます。
11 月初旬 ↓ ↓	配置校説明会	●教育実習の心得、注意事項、内諾活動方法、実習派遣までの手続きに関する説明および内諾活動に必要な書類を配布します。 ●教育・養護実習事前指導の履修
11 月中旬～ ↓ ↓	実習校と調整期間	※母校実習生は時期が異なります。 ●内諾後、実習校と実習実施に向けて調整を行ってください。（電話にて内諾のお礼、事前訪問の確認等） ●次年度実習日の 1 ヶ月前に、実習内容の具体を打ち合わせる。

4 年次（実習実施年度）		
※免許状の取得に必要な単位、科目がとれているか改めて確認すること。		
4 月中旬	出発式	◎原則、全員参加。
5 月以降 ↓	実習実施	◎実習中にトラブルが生じた場合には、必ず教員養成支援センターまたは、教科担当教員に連絡、相談、報告をしてください。
実習終了後 ↓ ↓	実習校へお礼状の作成 及び送付など	◎実習終了後、お世話になった先生へお礼状を出し、感謝の気持ちを伝えましょう。また、教員就職が決まっていた際には報告しましょう。 ◎実習終了から、原則 1 か月以内に総括レポートを提出。 <u>添削の担当については、「実習記録簿」に記載。</u>
10 月中旬～ ↓	教職実践演習の履修	◎教職実践演習は必修科目です。履修しなければ、免許の一括申請ができません。
10 月末	総括レポートの〆切	◎期限までに必ず提出すること。
12 月～1 月	実習報告会及び 教員免許一括申請説明会	◎実習生が自らの体験を振り返り、来年度の実習生へ向けて発表する機会とする。 ◎報告会終了後、教員免許一括申請の説明会を行う。

VII. 資 料

- ◆ 教育職員免許状の授与申請書類
- ◆ 教育職員免許法（抜粋）
- ◆ 本学の教員免許状に係る主な検定試験の
日程一覧

教育職員免許状一括申請書類説明

教育職員免許状の取得を希望する方は、次の書類をそろえて申請してください。

【提出書類および記入方法】（記入例や質疑応答集も参照してください）

1 教育職員免許状授与願（第1号様式）
①申請する免許状の<u>学校種、教科ごとに別の用紙に記入</u>してください。 ②手数料として<u>沖縄県収入証紙を3,300円分</u>、申請用紙の左上の所定の位置に貼り付けてください。 <u>※注意！日本国収入印紙ではありません。</u> ※沖縄県収入証紙は県内の銀行等で購入できます。郵便局、コンビニエンスストアでは購入できません。証紙は過不足なく貼り付けてください。 ③申請書の右上に<u>学籍番号</u>を記入してください。 ④本籍は都道府県名のみを記入してください。 ⑤氏名は戸籍抄本どおりに正式に記入してください。また、<u>氏名のふりがなも忘れずに記入</u>してください。 ⑥申請の日付は<u>卒業式の日</u>にしてください。 ⑦申請の日付、生年月日等は<u>和暦（平成、令和など）</u>で記入してください。 ⑧電話番号（日中に確実に連絡が取れる携帯等）は<u>必ず記入</u>してください。 ⑨私印押印は不要です。
2 戸籍抄本
本籍地の市町村役場で<u>令和5年11月以降に発行されたもの</u>を提出してください。 住民票、運転免許証の写しではありませんので注意してください。 ※<u>外国籍の場合は、住民票を提出して下さい。</u>
3 履歴書（第2号様式）
①免許状の欄には、<u>取得済みの教育職員免許状</u>の種類等を必ず記入してください。 ※取得済みの<u>全ての免許状の写しを添付</u>してください。 ②学歴の欄には、<u>小学校から</u>入学、卒業の順に記入してください。（記入例参照） ※転校や大学の転学部、転学科、留学、休学等は記入不要ですが、編入学や科目等履修については必ずご記入下さい。なお、<u>編入学においては、「〇年次編入」と編入した学年を明記下さい。</u> ③最終卒業学校は「学部、学科、専攻、卒業年月日」まで詳しく記入し、<u>卒業見込みとは記入せず「卒業」と記入</u>してください。 ④年数の欄には在学年数を記入してください。
4 宣誓書（第3号様式）
日付は<u>卒業式の日</u>にしてください。
5 学力に関する証明書
大学が発行します。
6 取得済み免許状の写し
<u>今回の申請以前に取得した免許状がある場合</u>は、その写しを全て必ず提出してください。
7 介護等体験証明書（原本） ※小・中学校教諭免許状申請者のみ

※既に小学校、中学校又は特別支援学校教諭の免許状を取得している方は、介護等体験証明書の代わりに取得済の免許状の写しを提出してください。その他、介護等体験免除該当者は、免除事由に該当することを証するものの写しを添付して下さい。

【注意事項 1】

- ① 申請する免許状が 2 つ以上の場合、授与願（第 1 号様式）は申請する校種・教科ごとに用意し沖縄県収入証紙もそれぞれの書類にそれぞれの金額分、貼付してください。その他は各 1 通提出してください。
※ 特別支援学校教諭免許状の場合は 1 つの免許状に複数領域を記載することになっているため、領域が複数あっても授与願（第 1 号様式）は 1 通になります。
- ② 改姓により、学力に関する証明書や取得済の免許状の写し等に記載されている氏名と、現在の氏名とが異なる場合は、改姓後の戸籍抄本を添付してください。
- ③ 記入の誤りは二重線で消し訂正印を押印した後、余白に正しく書き直してください。
- ④ 提出する書類は番号順に並べ、左上をホッチキスで留めてください（5 は除く）。

※ 申請書類に関する質疑等については、大学でとりまとめて県教育委員会に質疑することとしておりますので、各大学の担当者の方へお問い合わせください。直接、県教育委員会に問い合わせはしないでください。

【注意事項 2】

- ① 一括申請ができない場合は個人申請をしてください。その場合、学力に関する証明書は卒業式以降にしか発行できません。個人申請の場合、3 月、4 月は免許状授与と審査の最繁忙期になり、申請から概ね 2 ヶ月を要しますので、免許状授与は 5 月頃になります。
そのため、教員採用試験に合格して名簿に登載された場合や私立、臨時の教員等に内定している等、令和 6 年 4 月から教職員として勤務する可能性のある方は一括申請をしてください。一括申請が可能にも関わらず、途中で一括申請を取り下げることのないよう注意してください。
- ② 一括申請の申請書類等を再利用して個人申請で申請を行う場合は、戸籍抄本の発行年月日に注意し、申請する際に発行後 3 ヶ月以内のものを添付するようにして下さい。
一括申請は、令和 5 年 11 月 1 日以降のものを提出することになっていますが、個人申請で同じ戸籍抄本を再利用して添付した場合、申請日から 3 ヶ月以上前の戸籍抄本では申請を受け付けられず、差し戻されます。

履 歴 書			
氏 名		旧 氏 名	
勤 務 校		性 別	
現 住 所		生 年 月 日	
本 籍		電 話	
免 許 状			
授与年月日	免許状の種類	免許教科	免許番号
学 歴			
年 月 日	学 校 名	年 数	
注 学歴は、小学校から記入すること			

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

氏 名

沖縄県教育委員会 殿

備考

教育職員免許法第5条第1項

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○教育職員免許法（抜粋）

第一章 総則

第一条～第二条 <略>

（免許）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。
- 3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 6 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

第三条の二 <略>

第二章 免許状

（種類）

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

- 2 普通免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。
- 3 特別免許状は、学校（幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。
- 4 臨時免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。
- 5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。
 - 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を

含む。), 職業指導, 職業実習, 外国語(英語, ドイツ語, フランス語その他の外国語に分ける。)及び宗教

二 高等学校の教員にあつては, 国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 看護実習, 家庭, 家庭実習, 情報, 情報実習, 農業, 農業実習, 工業, 工業実習, 商業, 商業実習, 水産, 水産実習, 福祉, 福祉実習, 商船, 商船実習, 職業指導, 外国語(英語, ドイツ語, フランス語その他の外国語に分ける。)及び宗教

6 <中略>

第四条の二 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は, 一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2～3 <略>

(授与)

第五条 普通免許状は, 別表第一, 別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し, かつ, 大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一, 別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし, 次の各号のいずれかに該当する者には, 授与しない。

一 十八歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし, 文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三 禁錮以上の刑に処せられた者

四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い, 当該失効の日から三年を経過しない者

五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け, 当該処分の日から三年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日以後において, 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し, 又はこれに加入した者

2～5 <略>

6 免許状は, 都道府県教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。

(免許状の授与の手続等)

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は, 申請書に授与権者が定める書類を添えて, 授与権者に申し出るものとする。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては, 当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目(次項において「特別支援教育科目」という。)の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて, 文部科学省令で定めるところにより, 一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が, その授与を受けた後, 当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)に関して特別支援教育科目を修得し, 申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合,

又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

第六条～第二十三条 <略>

附則 1～19 <略>

別表第一(第五条, 第五条の二関係)

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄	
所要資格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	

備考

一 この表における単位の修得方法については、文部科学省で定める(別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。)

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない(別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。)

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める

学位を有する場合又は大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。)の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣が定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第二の場合においても同様とする。)

二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第二の二の場合においても同様とする。)

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という。)において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目(教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。)又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする(別表第二の二の場合においても同様とする。)

八 一種免許状(高等学校教諭の一種免許状を除く。)に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二(第五条関係)

第一欄		第二欄	第三欄
養 護 教 諭	所要資格	基 礎 資 格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する最低単位数
	免許状の種類		
	専修免許状	修士の学位を有すること。	80
	一種免許状	イ 学士の学位を有すること。	56
		ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	12
		ハ 保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	22
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	42
		ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受けていること。	
		ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。	

備考

- 一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業したものに対して授与されるものを除く。)若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成期間を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
- 二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程において修得するものとする。
- 三 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数についてはすでに修得したものとみなす。
- 四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数(イの項に定めるものに限る。)は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

○教育職員免許法施行規則（抜粋）

第一章 単位修得方法等

〔単位の修得方法等〕

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。)別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

〔単位の計算方法〕

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項及び第三項(大学院設置基準)(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十五条において準用する場合を含む。), 大学通信教育設置基準(昭和五十年文部省令第三十三号)第五条, 短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第七条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)第五条に定める基準によるものとする。

〔基礎資格を取得する場合の単位の修得方法〕

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 <略>

第三条 <略>

〔中学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	10 (6)	6 (3)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
			教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
			幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児, 児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			

最低修得単位数	第四欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	10 (6)	6 (4)
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
			生徒指導の理解及び方法			
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	5 (3)	5 (3)
			教職実践演習	2	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		28	4	4

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は，次に掲げる免許教科の種類に応じ，それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ 国語 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)，国文学(国文学史を含む。)，漢文学，書道(書写を中心とする。)

ロ 社会 日本史・外国史，地理学(地誌を含む。)，「法律学，政治学」，「社会学，経済学」，「哲学，倫理学，宗教学」

ハ 数学 代数学，幾何学，解析学，「確率論，統計学」，コンピュータ

ニ 理科 物理学，物理学実験(コンピュータ活用を含む。)，化学，化学実験(コンピュータ活用を含む。)，生物学，生物学実験(コンピュータ活用を含む。)，地学，地学実験(コンピュータ活用を含む。)

ホ 音楽 ソルフェージュ，声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)，器楽(合奏および伴奏並びに和楽器を含む。)，指揮法，音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)

ヘ 美術 絵画(映像メディア表現を含む。)，彫刻，デザイン(映像メディア表現を含む。)，工芸，美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)

ト 保健体育 体育実技，「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学(運動方法学を含む。)，生理学(運動生理学を含む。)，衛生学・公衆衛生学，学校保健(小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。)

チ 保健 生理学・栄養学，衛生学・公衆衛生学，学校保健(小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。)

リ 技術 木材加工(製図及び実習を含む。)，金属加工(製図及び実習を含む。)，機械(実習を含む。)，電気(実習を含む。)，栽培(実習を含む。)，情報とコンピュータ(実習を含む。)

ヌ 家庭 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)，被服学(被服製作実習を含む。)，食物学(栄

養学, 食品学及び調理実習を含む。), 住居学, 保育学(実習を含む。)

ル 職業 産業概説, 職業指導, 「農業, 工業, 商業, 水産」, 「農業実習, 工業実習, 商業実習, 水産実習, 商船実習」

ヲ 職業指導 職業指導, 職業指導の技術, 職業指導の運営管理

ワ 英語 英語学, 英語文学, 英語コミュニケーション, 異文化理解

カ 宗教 宗教学, 宗教史, 「教理学, 哲学」

二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は, 一般的包括的な内容を含むものでなければならない(次条第一項においても同様とする。)

三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位修得方法は, それぞれ英語の場合の例によるものとする(次条第一項の表の場合においても同様とする。)

四 第一号中「」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする(次条第一項, 第九条, 第十五条第二項, 第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。)。ただし, 「農業, 工業, 商業, 水産」の修得方法は, これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目(商船をもつて水産と替えることができる。))についてそれぞれ二単位以上修得するものとする。

五 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。), 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。), 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。), 道徳の理論及び指導法, 総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は, 学校教育法執行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要綱に掲げる事項に即し, 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は, 受けようとする免許教科について, 専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては八単位以上を, 二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位以上を修得するものとする(次条第一項の場合においても同様とする。)

この場合において, 「八単位以上を, 二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。)

七 教育実習は, 中学校, 小学校及び高等学校(中等教育学校の後期課程, 特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女の為の在外教育施設で, 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第三号において同じ。))の教育を中心とするものとする。

八 教育実習の単位は, 中学校(義務教育学校の後期課程, 中等教育学校の前期課程, 特別支援学校の中学部, 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で, 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。)

又は高等学校(中等教育学校の後期課程, 特別支援学校の高等部, 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で, 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。))において, 教員(海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で, 文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。)

として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明書責任者の証明を有する者については, 経験年数一年について一単位の割合で, 表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

(教育実習を除く。)の単位をもつて、これに替えることができる(次条第一項の表の場合においても同様とする。)

八の二 前号に規定する実務証明責任者は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。)の教員にあってはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあってはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明者と同様とする(次条第一項の表の場合においても同様とする。)

九 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育基礎的理解に関する科目等の単位数(専修免許状に係る単位については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数学以上の単位を修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各教科についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

[高等学校教諭の科目の単位の修得方法]

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	24
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (4)	10 (4)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		

最低修得単位数	第四欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8 (5)	8 (5)
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
			生徒指導の理解及び方法		
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	3 (2)	3 (2)
			教職実践演習	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		36	12

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は，免許教科の種類に応じ，それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)，国文学(国文学史を含む。)，漢文学
- ロ 地理歴史 日本史，外国史，人文地理学・自然地理学，地誌
- ハ 公民 「法律学(国際法を含む。)，政治学(国際政治を含む。)」，「社会学，経済学(国際経済を含む。)」，「哲学，倫理学，宗教学，心理学」
- ニ 数学 代数学，幾何学，解析学，「確率論，統計学」，コンピュータ
- ホ 理科 物理学，化学，生物学，地学，「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)，化学実験(コンピュータ活用を含む。)，生物学実験(コンピュータ活用を含む。)，地学実験(コンピュータ活用を含む。)」
- ヘ 音楽 ソルフェージュ，声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)，器楽(合奏および伴奏並びに和楽器を含む。)，指揮法，音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)，音楽史(日本の伝統音楽並びに諸民族の音楽を含む。)
- ト 美術 絵画(映像メディア表現を含む。)，彫刻，デザイン(映像メディア表現を含む。)，美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
- チ 工芸 図法・製図，デザイン，工芸制作(プロダクト制作を含む。)，工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)
- リ 書道 書道(書写を含む。)，書道史，「書論，鑑賞」，「国文学，漢文学」
- ヌ 保健体育 体育実技，「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学(運動方法学を含む。)，生理学(運動生理学を含む。)，衛生学・公衆衛生学，学校保健(小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。)
- ル 保健 「生理学，栄養学，微生物学，解剖学」，衛生学・公衆衛生学，学校保健(小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。)
- ロ 看護 「生理学，生化学，病理学，微生物学，薬理学」，看護学(成人看護学，老年看護学及び母子看護

学を含む。), 看護実習

ワ 家庭 家庭経済学(家族関係学及び家庭経済学を含む。), 被服学(被服製作実習を含む。), 食物学(栄養学, 食品学及び調理実習を含む。), 住居学(製図を含む。), 保育学(実習及び家庭看護を含む。), 家庭電気・家庭機械・情報処理

カ 情報 情報社会・情報倫理, コンピュータ・情報処理(実習を含む。), 情報システム(実習を含む。), 情報通信ネットワーク(実習を含む。), マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。), 情報と職業

ヨ 農業 農業の関係科目, 職業指導

タ 工業 工業の関係科目, 職業指導

レ 商業 商業の関係科目, 職業指導

ソ 水産 水産の関係科目, 職業指導

ツ 福祉 社会福祉学(職業指導を含む。), 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉, 社会福祉援助技術, 介護理論・介護技術, 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。), 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解, 加齢に関する理解・障害に関する理解

ネ 商船 商船の関係科目, 職業指導

ナ 職業指導 職業指導, 職業指導の技術, 職業指導の運営管理

ラ 英語 英語学, 英語文学, 英語コミュニケーション, 異文化理解

ム 宗教 宗教学, 宗教史, 「教理学, 哲学」

二 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。), 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。), 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。), 総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は, 学校教育法執行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要綱に掲げる事項に即し, 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 教育実習は, 高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。

四 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は, 教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位まで, 道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目, 教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで, 幼稚園, 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

五 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 農業, 商業, 水産及び商船の各教科についての普通免許状については, 当分の間, 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数(専修免許状に係る単位数については, 教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数)のうちその半分までの単位は, 当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において, 各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上, その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

六 工業の普通免許状の授与を受ける場合は, 当分の間, 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(専修免許状に係る単位数については, 免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数)の全部又は一部の単位は, 当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

七 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち, 教科及び教科の指導

法に関する科目にあつては八単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては四単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各教科についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第六条 削除

第七条 <略>

第八条 削除

〔養護教諭の科目の単位修得方法〕

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		養護及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	養 護 教 諭		
				専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	養護に関する科目		28	28	24
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6	3
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			

		相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法			
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	養護実習	5	5	4
			教職実践演習	2	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		31	7	4

備考

一 養護に関する科目の単位修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。

イ 専修免許状又は一種免許状 衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)四単位以上、学校保健二単位以上、養護概説二単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学(食品学を含む。)二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)十単位以上

ロ 二種免許状 衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)二単位以上、学校保健一単位以上、養護概説一単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学(食品学を含む。)二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)十単位以上

二 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目に教育課程の意義及び編成方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の内容を含むことを要しない(次条の表の場合においても同様とする。)

三 養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目(以下「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。)(養護実習を除く。)の単位をもつて、これに替えることができる。

三の二 前号に規定する実務証明責任者は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

四 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目の単位をもつてあてることができる(次条の表の場合においても同様とする。)

五 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては八単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)まで、栄養教諭の普通免許状を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる(次条の表の場合においても同様とする。)

六 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれの定める科目について修得するものとする。

イ 専修免許状 養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 一種免許状又は二種免許状 養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

七 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)、学校保健、養護概説及び栄養学(食品学を含む。)に含まれる内容について、合せて三単位以上を、教育の基礎的理解に関する科目(教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。)、教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。次号において「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」という。)並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

八 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のハの項に規定する養護及び教職に関する科目の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)並びに栄養学(食品学を含む。)についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律(抜粋)

(趣旨)

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者(十八歳に達した後、七日を下らない

範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
- 3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

（関係者の責務）

第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。
- 3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

（教員の採用時における介護等の体験の勘案）

第四条 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第二条第一項の規定は、適用しない。

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律施行規則（抜粋）

（介護等の体験の期間）

第一条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第二条第一項の文部科学省令で定める期間は、七日間とする。

（介護等の体験を行う施設）

第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち、同法第八十一条第二項若しくは第三項に規定する特別支援学級を置く

もの又は学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十六条、第五十六条の二(これらの規定を第七十九条、第七十九条の六又は第百八条第一項において準用する場合を含む。)、第八十六条(第百八条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第百四十条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。)

- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。)を行う施設
- 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者福祉センター又は身体障害者生活訓練等事業を行う施設
- 四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設又は授産施設
- 五 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する授産施設
- 六 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム又は老人居宅生活支援事業(老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業に限る。)を行う施設
- 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)に規定する居宅生活支援事業又は養護事業を行う施設
- 八 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設、介護医療院又は居宅サービス(通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。)若しくは地域密着型サービス(複合型サービスに限る。)を行う施設
- 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス(療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行う施設
- 十一 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)に規定する国立ハンセン病療養所等
- 十二 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成二十八年法律第百五号)に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設
- 十三 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

第三条～第四条 <略>

附則 <略>

本学の教員免許状に係る主な検定試験の日程一覧

【試験日程】

検定名	試験日	申込み期間	検定料	問合せ先
日本漢字 能力検定	年 3 回実施 6 月 10 月 1 月	※教員養成支援センター 掲示板にて通知	2 級 (3, 500 円) 準 2 級 (2, 500 円)	教員養成支援 センター
実用英語 技能検定	年 3 回実施 6 月 10 月 1 月	※教務課 掲示板にて通知	2 級 (6, 400 円)	教務課
日商簿記 検定	6 月 11 月 2 月	※キャリア支援課 掲示板にて通知	2 級 (4, 720 円) 3 級 (2, 850 円)	キャリア 支援課
IT パス ポート試験	年複数回 実施	※情報処理推進機構HP 等参照	7, 500 円	HP 参照
P 検定試験	HP 参照	※ICT プロフィシエンシー検定協会 HP 等参照	準 2 級 (5, 200 円)	HP 参照

※ 各検定の日程・検定料は、随時 HP 等で最新情報を確認すること。

2024（令和 6）年度 教職課程のてびき

2024（令和 6）年 4 月 1 日 発行

編 集 名桜大学 教職課程委員会
発 行 教員養成支援センター

〒905－8585

沖縄県名護市字為又1220番地の1

電話（0980）51－1560（教員養成支援センター）

ホームページ <http://www.meio-u.ac.jp>

E-mail meio-kyoinyosei@meio-u.ac.jp

